

白河市立小中学校の適正規模
及び適正配置に関する基本方針

令和6年11月

白河市教育委員会

【 目 次 】

- 1 基本方針策定の趣旨等 P1
- 2 本市における小中学校の現状等 P1
 - (1) 市内児童生徒数の推移について P1
 - ① 各小学校の児童数の推移 P2
 - ② 各中学校の生徒数の推移 P3
 - (2) 市内小中学校の学級数の推移について P3
- 3 学校の適正規模 P5
 - (1) 法令等から見た学校の適正規模について P5
 - (2) 本市における小中学校の望ましい適正化基準について P7
 - ① 望ましい適正規模等 P7
 - ② 望ましい適正配置 P8
- 4 学校規模適正化の検討手順等 P8
 - (1) 小規模化が進む学校のあり方について P9
 - (2) 学校の適正化検討の際の留意点について P9

<資料> 白河市学校規模適正化検討委員会 提言書及び資料編

1 基本方針策定の趣旨等

白河市教育委員会では、平成 27 年 12 月に策定した「白河市教育大綱」に基づき、「未来を切り拓く人間力」の育成を目標に掲げ、各小中学校において、児童生徒の健全やかな成長のため、学校、地域の実態を十分に踏まえた教育施策を展開しています。

今、社会ではグローバル化や ICT 化などの急速な進展によって大きな変革期の中にあり、今後一人ひとりの個性や感性が重視されるとともに、多様性の広がりはますます大きくなると予想されます。

これからの社会を生きる子どもたちには、多くの友達や教職員との交流を通じて互いに切磋琢磨するとともに、多様な意見や考え方に触れ、その中で主体性や自ら課題を見つけ探究する力がこれまで以上に求められています。

一方で、全国的な少子化の傾向は、本市においても想定をはるかに超えるものであり、今後、学校の小規模化がさらに進むと予測されます。

この状況のもと、学校の一定の集団規模の確保は、子どもを取り巻く教育環境の整備の観点から重要であることから、白河市教育委員会では、学校の適正な規模及び配置に関する方針を策定するため、令和 5 年 8 月に市内の各地域から保護者や地域の方々、学校関係者の委員からなる「白河市学校規模適正化検討委員会」を設置し、この度、本市学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針についての提言を受けました。

この提言に基づき、義務教育の機会均等や教育水準の維持・向上の観点を踏まえ、将来にわたり児童生徒にとって望ましい教育環境が維持できるよう「白河市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を策定しました。

2 本市における小中学校の現状等

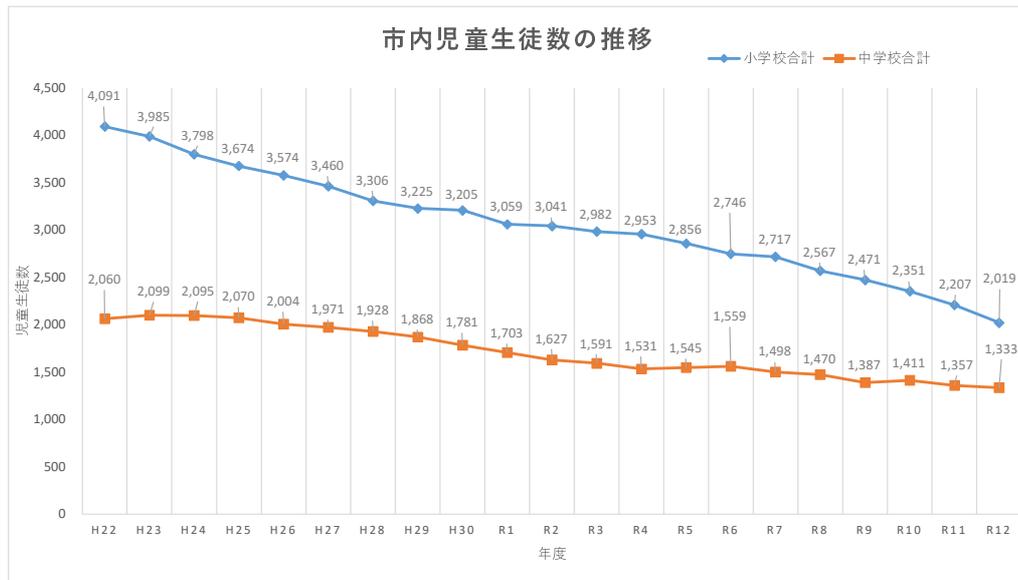
本市における小中学校の現状等について、児童生徒数の推移と学級数の推移の観点から、次のとおり示すことができます。

(1) 市内児童生徒数の推移について（【グラフ 1】・【表 1】及び【表 2】の「合計欄」参照）

市内小学校の児童数は、平成 22 年度は 4,091 人でしたが、令和 6 年度は 2,746 人と 1,345 人（32.9%）減少しています。さらに、推定で令和 12 年度には 2,019 人となり令和 6 年度から 727 人減少（26.5%）することが見込まれます。

また、中学校の生徒数は、平成 22 年度は 2,060 人でしたが、令和 6 年度は 1,559 人と 446 人（24.3%）減少しています。さらに、推定で令和 12 年度には 1,333 人となり、令和 6 年度から 226 人（14.5%）減少することが見込まれます。

【グラフ1】



(・H22～R6年度については「白河市の教育」より 毎年度5月1日現在 ・R7～R12年度については住民基本台帳から推定)

① 各小学校の児童数の推移 (【表1】参照)

各小学校の児童数は、平成22年度と令和6年度を比較すると、ほぼ全ての小学校で減少し、市内全体として32.9%減少しています。

地域別にみると、東地域と大信地域(令和4年度に3つの小学校が大信小として統合)において減少率が大きいことを示しています。また、旧市内においては、地域や学校により増加や減少率に大きな差があることを示しています。

令和12年度の推定では、令和6年度と比較すると、減少率は地域や学校により差があるものの、市内全体として26.5%減少することが見込まれます。

【表1】

年度 学校名	H22	R6	増減数 H22-R6	増減率 (%)	R12	増減数 R6-R12	増減率 (%)
白一小	461	275	△ 186	△ 40.3	251	△ 24	△ 8.7
白二小	710	507	△ 203	△ 28.6	349	△ 158	△ 31.2
白三小	621	473	△ 148	△ 23.8	345	△ 128	△ 27.1
白四小	221	182	△ 39	△ 17.6	163	△ 19	△ 10.4
白五小	181	183	2	1.1	118	△ 65	△ 35.5
小田川小	98	56	△ 42	△ 42.9	42	△ 14	△ 25.0
五箇小	105	50	△ 55	△ 52.4	35	△ 15	△ 30.0
関辺小	151	100	△ 51	△ 33.8	60	△ 40	△ 40.0
みさか小	475	317	△ 158	△ 33.3	281	△ 36	△ 11.4
表郷小	388	278	△ 110	△ 28.4	153	△ 125	△ 45.0
小野田小	142	56	△ 86	△ 60.6	34	△ 22	△ 39.3
釜子小	250	137	△ 113	△ 45.2	91	△ 46	△ 33.6
信夫一小 R4から大信小	151	132	△ 156	△ 54.2	97	△ 35	△ 26.5
信夫二小	55						
大屋小	82						
小学校合計	4,091	2,746	△ 1,345	△ 32.9	2,019	△ 727	△ 26.5

② 各中学校の生徒数の推移（【表2】参照）

各中学校の生徒数は、平成22年度と令和6年度を比較すると、全ての中学校で減少しています。地域や学校により減少率に差があるものの、市内全体として24.3%減少しています。なお、五箇中は令和6年度に白河中央中と統合しました。

令和12年度の推定では、令和6年度と比較すると、地域や学校により増加や減少率の差はあるものの、市内全体としては、14.5%減少することが見込まれます。

【表2】

学校名	年度	H22	R6	増減数 H22-R6	増減率 (%)	R12	増減数 R6-R12	増減率 (%)
中央中 R6から五箇中と統合		511	453	△ 58	△ 11.4	368	△ 85	△ 18.8
白二中		593	465	△ 128	△ 21.6	372	△ 93	△ 20.0
東北中		166	116	△ 50	△ 30.1	131	15	12.9
白河南中		241	141	△ 100	△ 41.5	162	21	14.9
五箇中 R6から中央中と統合		55						
表郷中		188	159	△ 29	△ 15.4	141	△ 18	△ 11.3
東中		188	121	△ 67	△ 35.6	94	△ 27	△ 22.3
大信中		118	104	△ 14	△ 11.9	65	△ 39	△ 37.5
中学校合計		2,060	1,559	△ 446	△ 24.3	1,333	△ 226	△ 14.5

（2）市内小中学校の学級数の推移について（【表3】【表4】参照）

平成22年度の全学級数（特別支援学級を除く）は、小学校で165学級、中学校で73学級でしたが、令和6年度には、小学校で116学級に減少（29.7%減少）、中学校で52学級に減少（28.8%減少）しています。

さらに、推定で令和12年度には、小学校で96学級となり、令和6年度と比較し20学級減少、中学校では51学級となり、令和6年度と比較し1学級減少することが見込まれます。

また、国が示す学校規模の基準に照らし、学校規模別にみると令和6年度は平成22年度と比較し、小学校では大規模校2校が適正規模校へ、適正規模校のうち1校が小規模校へ、小規模校のうち3校が過小規模校へと移行しました。中学校では、大規模校1校が適正規模校へ移行しました。

令和12年度の推定では、小学校では1校が適正規模校から小規模校へ移行しますが、中学校では各規模における学校数の増減はないことが見込まれます。

< 各小学校の学級数の推移 >

【表3】

国が示す基準		平成22年度		令和6年度		令和12年度	
区分	学級数 (特別支援学級を除く)	学校名	学級数	学校名	学級数	学校名	学級数
過小規模校	1～5学級	信夫二小	4	小田川小	5	五箇小	3
				五箇小	5	小田川小	4
				小野田小	5	小野田小	4
小規模校	6～11学級	小田川小	6	白四小	6	白四小	6
		五箇小	6	関辺小	6	白五小	6
		関辺小	6	釜子小	6	関辺小	6
		小野田小	6	大信小	6	表郷小	6
		信夫一小	6	白五小	7	釜子小	6
		大屋小	6	白一小	11	大信小	6
		白五小	7			白一小	11
		釜子小	10				
		白四小	11				
適正規模校	12～18学級	表郷小	14	みさか小	12	みさか小	12
		白一小	17	表郷小	12	白二小	13
		みさか小	18	白三小	17	白三小	13
				白二小	18		
大規模校	19～30学級	白三小	23				
		白二小	25				
過大規模校	31学級以上						
合計		15校	165	13校	116	13校	96

< 各中学校の学級数の推移 >

【表4】

国が示す基準		平成22年度		令和6年度		令和12年度	
区分	学級数 (特別支援学級を除く)	学校名	学級数	学校名	学級数	学校名	学級数
過小規模校	2学級以下						
小規模校	3～11学級	五箇中	3	大信中	4	大信中	3
		東北中	6	東北中	5	東中	4
		東中	6	白河南中	5	東北中	6
		大信中	6	東中	5	白河南中	6
		表郷中	7	表郷中	6	表郷中	6
		白河南中	9				
適正規模校	12～18学級	中央中	17	中央中	13	中央中	13
				白二中	14	白二中	13
大規模校	19～30学級	白二中	19				
過大規模校	31学級以上						
合計		8校	73	7校	52	7校	51

3 学校の適正規模

(1) 法令等から見た学校の適正規模について

法令等から見た学校の適正規模については、学級数をもとに標準が設定されています。(特別支援学級の学級数を除く)

■学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。

(※同条の規定は、第79条で中学校に準用)

■義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(適正な学校規模の条件)

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

(1) 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。

(2) 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

■学級数による学校規模の分類(公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引きから引用)

規模区分	小学校(学級数)	中学校(学級数)
過小規模校	1～5	1～2
小規模校	6～11	3～11
適正規模校	12～18	12～18
大規模校	19～30	19～30
過大規模校	31学級以上	31学級以上

この標準は、「地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない」という弾力的なものとなっていることに留意が必要であり、標準規模未満の学校といっても、実際に抱える課題には大きな違いがあるため、学校規模適正化の検討に際しては、12学級を下回るか否かだけでなく、具体的にどのような教育上の課題があるのか考えていく必要があります。

さらに、各学校の教育活動に着目すれば、同じ学級数の学校であっても、児童生徒の実数により、教育活動の展開の内容や児童生徒への影響は大きく異なってきます。このため、法令上標準が定められている学級に加え、1学級あたりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計などの観点も合わせて総合的な検討を行うことが必要です。

また、文部科学省では、これまでの学校の適正化に関する検討や全国的な取組状況に関する実態調査の結果をもとに、平成 27 年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」を策定し、学校の設置者である市町村は、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育のあり方や学校規模を主体的に検討することを求めています。

なお、公立小学校の学級編制の標準について、次のように令和 3 年度より、まず 2 年生を 35 人以下として段階的に 6 年生まで引き下げ、令和 7 年度には、すべての学年で実現するための法律の一部改正が行われています。

■公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正<概要>

(1) 学級編制の標準の引下げ【第 3 条第 2 項関係】

小学校の学級編制の標準を現行の 40 人（第 1 学年は 35 人）から 35 人に引き下げる。

(2) 少人数学級の計画的な整備（経過措置規定）【附則第 2 条第 1 項関係】

令和 7 年 3 月 31 日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第 2 学年から第 6 学年まで段階的に 35 人とすることを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、40 人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

i 上記（2）について、下表のとおり、小学校第 2 学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
学年	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6

ii 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設設備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(2) 本市における小中学校の望ましい適正化基準について

学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、あくまでも児童生徒の教育条件の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うものです。

このことから、本市における小中学校の望ましい適正化基準として、白河市学校規模適正化検討委員会からの提言（以下、「委員会提言」という。）を踏まえ、適正規模と適正配置の視点から、それぞれ次のとおりとします。

① 望ましい適正規模等

本市における小中学校の望ましい適正な学校の規模については、児童生徒にとって、人間関係の構築の仕方や様々な考え方を学ぶためにもクラス替えが行えたり、学級対抗等の行事や部活動の充実が図られたりする環境の面と、教員にとっても教員間の連携や協力がより効果的・効率的な体制になるための配置人数の面から、1学年あたりの望ましい学級数(特別支援学級を除く)として、次のとおりとします。

なお、今後小規模化が進むことを見据え、1学年あたりの望ましい学級数の上限については定めず、学校全体の学級数として、国が定める概ね12～18学級までを学校規模の標準とします。

ただし、様々な地域事情により望ましい適正規模の確保が困難な場合は、それぞれの地域の実情に応じた対応を進めることとします。

◆ 1学年あたりの望ましい学級数（特別支援学級を除く）

小学校	2学級以上
中学校	3学級以上

また、学校の規模適正化を図るうえで、児童生徒が授業への参加意欲や充実感をより得られること、授業での発言等をとおして教員や児童生徒相互のコミュニケーションを図る機会が多く確保されること、さらには、教室の広さや児童生徒へのよりきめ細かな指導ができることなどの面から、望ましい1学級あたりの児童生徒数についても重要ととらえ、次のとおりとします。

◆ 1学級あたりの望ましい児童生徒数

小学校	20人程度
中学校	20人程度

*参考

学級編制を行う際、基準となる児童生徒の人数は、福島県教育委員会が次のとおり定めています。なお、児童生徒が少ない場合、2つの学年の児童生徒で1つの学級（複式学級）を編制することとなっています。

編制基準	小学校	中学校
単式学級	1～2年 30人 3～6年 30人程度	1年 30人 2～3年 30人程度
複式学級	1年を含む場合 ～8人 その他の場合 ～16人	～8人

② 望ましい適正配置

本市における小中学校の望ましい適正な配置については、児童生徒の過度な負担とならないよう、通学距離や通学所要時間を視点として考慮する必要がありますが、本市の各学校が配置されている地理的状況や通学条件、各地域の繋がりや歴史的な経緯などの実態を踏まえ、通学距離や通学所要時間については、国の基準を上限とし、次のとおりとします。

◆通学距離及び通学所要時間の上限（国の基準）

区分	通学距離	通学所要時間
小学校	概ね4 km 以内	概ね1時間以内
中学校	概ね6 km 以内	概ね1時間以内

なお、今後、学校の規模適正化を検討する場合において、学校の配置により、地理的状況や交通事情などの条件は、地域により様々に異なることが予想されますが、通学下の気象条件や現在バス通学を行っている地域の実情などを踏まえ、望ましい通学所用時間として、次のとおりとします。

◆望ましい通学所要時間

- ・小中学校とも徒歩通学：概ね30分以内
- ・中学校の自転車通学：概ね30分以内
- ・小中学校ともバス通学：概ね30分以内

4 学校規模適正化の検討手順等

これまで、児童生徒にとって望ましい学習環境を整えていくため、学級や学年に相応の児童生徒が確保され、きめ細かな指導や対応が日々展開できる教職員体制となるような学校規模を理想とし、本市における小中学校の望ましい適正化基準を示しました。

現時点において、この望ましい適正化基準を満たさない小規模の学校が存在することになりますが、そこには長い歴史と伝統があり、地域に根差した教育が実践される

とともに、地域住民の交流の場など様々な機能も併せ持っており、地域の中の学校としての役割を果たしています。望ましい適正化基準を満たさないことが、直ちに学校の適正化の検討に入るということではなく、小規模校であることのメリットを最大限生かし、より魅力ある学校づくりに努めることも必要です。

しかし、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、今後、さらに学校の小規模化が進んだ場合の学級数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育上の課題があるかについて、総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校のあり方について考える必要があります。

(1) 小規模化が進む学校のあり方について

今後、さらに小規模化が進む学校のあり方については、これまでのように保護者や地域住民からの要望に基づき検討を始める場合に加え、教育委員会が主体となって検討を始める場合の基準を、委員会提言を踏まえ、次のとおりとします。

◆小規模化が進む学校のあり方の検討を始める場合の基準

小学校	複式学級の発生が予測された場合
中学校	全学年で単学級となることが予測された場合

これらの状況の発生が予測された場合には、その学区の保護者や住民と当該学校のあり方を検討する場を教育委員会が主体となり設置します。

(2) 学校の適正化検討の際の留意点について

学校の適正化検討にあたっては、次の事項に留意しつつ、保護者はもとより地域住民を含めた地域全体の合意形成に努めます。

- ① 今後の子どもの減少見込みなどを示しつつ、学校の実情をよく説明し、小規模化が子どもたちの教育にとって適切な環境なのかどうか議論する場を設定します。
- ② 学校のあり方を検討し、規模の適正化を図れない場合には、小規模校のメリットを生かした指導の充実や特色あるカリキュラムの編成等を検討し、より魅力ある学校づくりに努めます。
- ③ 学校のあり方を検討し、統合による適正化を計画する場合には、現状における学校規模により、機械的に統合を計画することのないよう留意します。
- ④ ③に加え、通学の条件整備や地域とのつながりの確保を含め、統合後の学校をどのような学校としていくのかななどを十分に協議し学校運営に反映させます。

【資料】白河市学校規模適正化検討委員会 提言書 及び 資料編